

電話での投票依頼って・・・

例えば、以下のような、投票依頼が可能です。

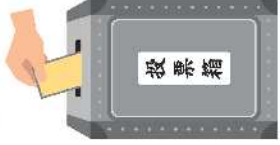
- ①参議院選挙では医師連盟の組織内候補である「〇〇〇〇（候補者指名）」が非常に厳しい状況です。
- ②〇〇先生の得票数が医師会の力であると政府は捉え、得票数次第では医療機関経営にも大きく影響する診療報酬改定率にも及んできません。2024年には、診療報酬改定を含めたトリプル改定が控えています。
- ③比例代表の投票用紙、2枚目の投票用紙には、「〇〇〇〇（候補者氏名）」と必ず名前を書いて投票して下さい。
- ④ご家族、知人、友人、従業員の皆さんに、期日前投票を利用して6/23（木）から7月10（日）まで毎日投票ができますので、是非、お声がけして投票に行ってくださいようお願い申し上げます。

参議院選挙は各都道府県の区域を選挙区とした「地方選挙区」と全国区の「全国比例区」があります

1 枚目

地方選挙区の投票

お住まいの都道府県の選挙区「候補者名」を書いて投票します



2 枚目

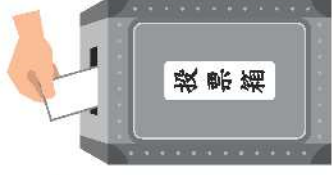
全国比例区の投票

全国どこにお住まいでも各政党の「候補者名」または「政党名」を書いて投票します
同じ政党の中では、「候補者名」の獲得票数が多い順に当選します

2枚目の全国比例区の投票は

政党名ではなく「候補者名」

で投票を!



全国比例区をよくある勘違い!

比例区は政党名を(自民党と)書けばよいのでは?

いいえ!違います!

平成13年(2001)から制度が変わり、個人名の多い順に当選者が決まる仕組みとなりました。**必ず応援している人の名前を書いて下さい!**

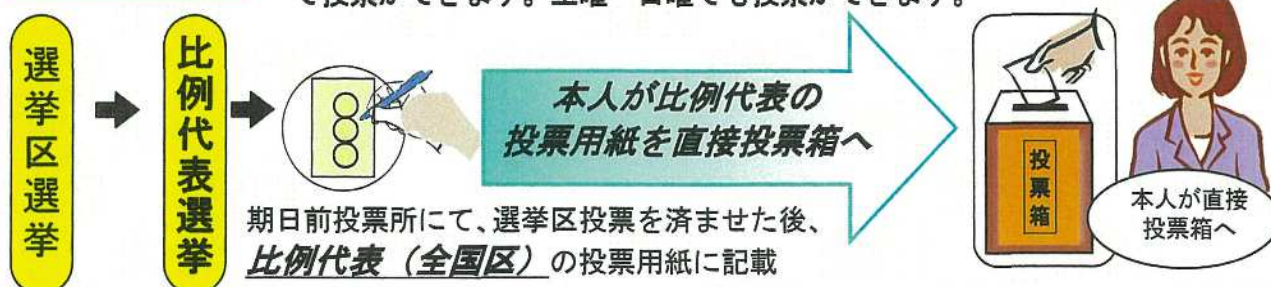


参議院選挙で毎日、誰でも投票ができます。 期日前投票制度を活用しましょう！！

＜手続きがとても簡単で、投票しやすくなりました＞

期日前投票

投票日（7/10）前でも、投票日の投票と同様に直接投票ができます。印鑑はいりません。手続きはとても簡単です。本人がでかけるだけで投票ができます。土曜・日曜でも投票ができます。



◎投票期間・時間

公示日の翌日（6/23）から投票日の前日（7/9）までの毎日

6月23日（木）～7月9日（土） 午前8時30分～午後8時

※複数の「期日前投票所」を設けている場合は、「期日前投票所」ごとに投票できる時間が異なる場合がありますので、ご注意ください。

◎投票ができる人

期日前投票は、誰でも投票が可能です。

※投票の際、投票所でいただく書類に、自分の該当する一定の投票理由を選択します。

（例）「投票日に行けない」「用事がある」「病気のため」等のいずれかにチェックするので、とても簡単です。

◎投票場所

期日前投票所は、各市区町村に1箇所以上設けられますが、具体的な場所については最寄りの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎投票方法

本人が投票所へ行って投票します。まず、選挙区選挙の投票を行います。続いて、比例代表（全国区）選挙の投票を行います。印鑑は必要ありませんが、念のため、事前に役所から送付された参議院選挙の「入場券」をご持参下さい。